

## 津幡町告示第5号

津幡町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成10年津幡町告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月26日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

### 別表児童クラブ運営事業の項中

「1クラブ当たり 168万4千円  
常勤職員の定義は、子ども・子育て支援交付金に準ずる。」を

「1クラブ当たり、当該年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日ご成事第481号。以下「子ども・子育て支援交付金交付要綱」という。）別紙放課後児童健全育成事業の部放課後児童健全育成事業（特定分）の款1①（1）ア（ウ）に規定する額から同款1②（1）ア（ウ）に規定する額を減じて得た額（事業実施期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって算定し、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として算定する。）」に

常勤職員の定義は子ども・子育て支援交付金交付要綱に準ずる。」

改める。

### 附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の津幡町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。